

意見書

平成25年8月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住 所

とうきょうとちゅうおうくにはほんぼしにんぎょうちょう
東京都中央区日本橋人形町三丁目10番2号

名 称 MVNOきょうぎかい協議会

かいちょう 会長 さんだせいじ 三田聖二

電話番号

電子メールアドレス

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。お取り計らいの程、宜しくお願ひ申し上げます。

1. 改正案全体に対する意見

今般提案があった改正案全体に対して賛成します。第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」と記載）をはじめとする総務省のガイドラインは、電気通信事業法や電波法に基づく総務省行政の指針を広くかつ分かりやすく関係者に示すものです。今般の改正提案は、従来総務省が実施適用してきた指針を明示し、或いは、電気通信事業者間で広く用いられてきた考え方を集大成した上で、それをわかりやすくまとめたものであることから、電気通信事業法が定めるところの第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「MNO」と記載）にかかる規制の考え方とも合致していると考えられ、今後の携帯電話事業の発展に資するものであると考えます。

なお、今回の改正点に加えて、MNOとMVNOの関係、若しくは、MNO自身の事業運営に際し、指摘すべき問題が存在しています。これらについて、早急に対策がなされると共に、その対策の一環として本ガイドラインが追加改定されることを強く要望します。

2. 現2頁、第2アンバンドル 3アンバンドルすることが望ましい機能

本ガイドラインに「アンバンドル化することが望ましい機能」としてISP接続機能、レイヤ3接続機能、レイヤ2接続機能が記載されているにもかかわらず、未だにこれらをアンバンドル化し、料金額等を記載していないMNOが存在しています。MNO網機能のアンバンドル化が必ずしも進展しておらず、本ガイドラインの期待に応えていない現状を踏まえ、これらについての義務化を要望します。

また、上記に関連して、アンバンドル化対象機能に対する接続時の網改造料が莫大な金額になることがあります。慣習的に網改造料は接続事業者が負担することになっているところ、この莫大な開発費が接続の障壁となり、接続をあきらめざるを得ない実態が発生しています。アンバンドル化することによってMNOも便益を享受することから（例えば、MNOが利用していない設備をMVNOが利用することによって接続料を撤収することができる）、網改造料の負担について適切な指針が早期に示されることを要望します。

3. 現3頁 第2 アンバンドル 4 注視すべき機能

本ガイドラインにおいて、HLR機能及びパケット着信機能を「注視すべき機能」として追加記載することを要望します。

海外においては、MVNOがHLRを保有して通信サービスの独自設計を行い、M2Mサービスの進展に寄与している例などが存在します。多種多様なモバイルサービスを生み出すために、HLRは必須のアンバンドル化対象機能であると考えます。また、データ通信による常時接続を抑止するための有効な手段は、パケット着信機能を具備せしめることです。この機能をMVNOが利用するためにはMNOによるアンバ

ンドル化が必要であり、注視すべき機能に入れるべきと考えます。

4. 現4頁、第3接続料の算定方法 1 基本的な考え方 (1) 対象となる接続料

SIMのアクティベーション等に用いるプロビジョニング装置の利用が、接続機能の一部であり、その利用料が接続料金の一部であることは、SIMがアクティベーションされていないと接続できないことから明らかです。しかしながら、これらの「接続」としての扱いが整理されていません。本ガイドラインにおいて、プロビジョニング装置の位置付けについて明確にして頂くことを要望します。

また、海外においては、既に携帯電話事業者がプロビジョニング装置のインターフェース（サーバと端末用インターフェース若しくはAPI）をMVNO向けに開示しており、今やそれが国際的な潮流となっているにも関わらず、日本国内においては当該インターフェースは一切開示されていないと思われまます。そのため、早急な改善がなされることを要望します。MVNO社内システムとプロビジョニング装置の電子的な連携ができず、MVNO業務に支障をきたしているのが現状です。この点についても、早急な改善を強く要望します。

5. その他 SIMロック解除化

平成22年6月に「SIMロック解除に関するガイドライン」が総務省より公表されましたが、依然としてSIMロック解除化が進展しておらず、国内外の多様な端末が自由に利用できる環境が調っていません。この現状が、MNP促進の弊害となっていることは明白であり、SIMロック解除の義務化を強く要望します。

6. 接続料算定に用いる算入コストとMNOの自社ユーザの料金決定に際して使用するコストとの関係

MVNOに対する接続料原価対象コストとMNOの自社ユーザの料金決定に際して使用するコストは、そのネットワーク共有部分については同一のコストが用いられているはずですが、しかしながら、MNOは「一般利用者に提供する料金は、接続料水準（実績原価）を判断の一要素として過去の実績原価から簡便に推計した将来の予測値を用いる場合もありますが、ユーザー要望や競合他社との競争環境等を総合的に勘案しつつ設定しており、その要素のみで判断しているわけではありません。」とするなど、一物二価になっている可能性、または原価の存在を無視して原価割れとなっている可能性が高いため、総務省による早急な説明を望みます。

7. その他

MNOによる過度なMNPインセンティブや端末販売奨励金の支払いが常態化しています。例えば、TWO TOP戦略と言われるような過度の販売奨励金が支払われるなどの習慣が常態化しており、端末製造業者を含めた携帯電話市場の健全な発展が阻害されています。この現状につきましても、改善されることを要望します。

以上